（運動部活動改革専門官及び子供の体力向上推進専門官）

第七十六条　地域スポーツ課に、運動部活動改革専門官及び子供の体力向上推進専門官それぞれ一人を置く。

2　運動部活動改革専門官は、学校における運動部活動の改革に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

3　子供の体力向上推進専門官は、子供の体力向上に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第七十七条　削除

（スポーツ地域振興調査官、スポーツ団体支援専門官、国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官）

第七十八条　スポーツ庁に、スポーツ地域振興調査官、スポーツ団体支援専門官、国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

2　スポーツ地域振興調査官は、地域の振興に資する見地からのスポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

3　スポーツ団体支援専門官は、スポーツ団体（中央競技団体を除く。）の業務の適正かつ円滑な実施に関する専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

4　国際スポーツ大会専門官は、国際的な規模において行われるスポーツ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

5　アンチ・ドーピング支援専門官は、スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（文化政策調査研究室及び企画官）

第七十九条　政策課に、文化政策調査研究室及び企画官一人を置く。

［項を削る。］

（国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官）

第七十六条　国際課に、国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官それぞれ一人を置く。

2　国際スポーツ大会専門官は、国際的な規模において行われるスポーツ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

3　アンチ・ドーピング支援専門官は、スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（外国カリキュラム開発調査官）

第七十七条　オリンピック・パラリンピック課に、外国カリキュラム開発調査官一人を置く。

2　外国カリキュラム開発調査官は、開発途上にある海外の地域等における体育カリキュラムの開発及び改善の支援に関する調査並びに援助及び助言に当たる。

（企画官、地域スポーツ振興調査官及びスポーツ団体支援専門官）

第七十八条　スポーツ庁に、企画官二人並びに地域スポーツ振興調査官及びスポーツ団体支援専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3　地域スポーツ振興調査官は、地域の振興に資する見地からのスポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

4　スポーツ団体支援専門官は、スポーツ団体の事業の適正かつ円滑な実施（民間事業者との連携を含む。）に関する専門的事項についての調査並びに援助及び助言に当たる。

［項を加える。］

（会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官）

第七十九条　政策課に、会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官一人を置く。

2　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二　文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

五　文化庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

六　庁内の管理に関すること。